

薬生食監発 0715 第 2 号
令和 2 年 7 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生申請等システムを用いたアメリカ合衆国及び
カナダ向け輸出食肉に係る衛生証明書発行業務等について

平素より、輸出食肉の衛生証明書の発行事務にご協力いただき、御礼申し上げます。

食品衛生申請等システムを用いた衛生証明書等管理機能については、本年7月20日から運用を開始する旨、令和2年7月10日付け薬生食監発0710第1号「食品衛生申請等システムの運用開始を踏まえた利用規約及び営業者等の個人情報取扱いについて」によりお知らせしているところです。

同機能を用いたアメリカ合衆国及びカナダ向け輸出食肉に係る衛生証明書発行業務等については下記により取り扱うこととしますので、関係者に周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取りはかりをお願いします。

記

1 衛生証明書の発行申請

申請者よりアメリカ合衆国又はカナダ向け輸出食肉の検査申請書の提出を受けた食肉衛生検査所等は、必要事項を入力の上、衛生証明書発行申請を行い、衛生証明書番号を取得すること。

2 衛生証明書の登録

食肉衛生検査所等は、発行済み衛生証明書をPDF化し、当該衛生証明書の衛生証明書内容表示画面にてPDFを添付するとともに、必要に応じて衛生証

明書発行申請事項を追記又は修正の上、登録すること。

3 衛生証明書の取消

食肉衛生検査所等は、衛生証明書番号を取得後に発行が取消しとなった場合、当該衛生証明書発行申請の取消しを行い、その衛生証明書番号及び取消事由を厚生労働省及び管轄の地方厚生局に連絡すること。

4 衛生証明書の再発行

食肉衛生検査所等は、紛失等により衛生証明書を再発行する場合、再発行申請を行い、新たに衛生証明書番号を取得すること。

また、再発行された衛生証明書のPDFを当該衛生証明書の衛生証明書内容表示画面にて添付するとともに、必要に応じて衛生証明書発行申請事項を追記又は修正の上、登録すること。

5 検査結果等の報告

都道府県等（都道府県又は保健所設置市をいう）は、食品衛生申請等システムの「食肉検査報告書の登録」にて、検査結果等を地方厚生局あて報告できるものとする。

なお、「食肉検査報告書の登録」にて検査結果等の報告を行う場合、都道府県等は事前に管轄の地方厚生局と協議を行うこと。